

墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第11号

## 墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例

墨田区シルバーピア条例（平成9年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、同項第7号中「又は」を「、又は」に改める。

第6条第5項及び第7条第2項中「準じる」を「準ずる」に改める。

第12条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、区長は、規則で定める事由に該当するときは、使用料を減額することができる。

第27条第2項及び第30条第3項中「第3項」を「第4項」に改める。

### 付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。